



福岡市政担当記者 各位

令和5年5月22日
環境局施設部事業推進課

来庁不要！

事業系ごみ自己搬入の 事業者登録手続きがオンラインで完結します

事業系ごみを清掃工場や埋立場に直接搬入する場合は、事前に事業者情報の登録が必要です。これまで、この事前登録手続きについては、窓口または郵送で書類により受け付けていましたが、このたびは**オンラインによる申請を可能**とし、あわせて添付書類についても「原本」から「複写・画像可」とすることにより、申請が**すべて電子で完結することとなります**。なお、書類での申請も、引き続きご利用いただけます。

これまで窓口で申請した事業者のすべてが電子申請を利用した場合、移動により排出されるCO₂量が約2.6t(樹木約500本が1年間に吸収する量)削減できます。

申請
開始日

令和5年5月29日(月曜日)

※オンラインによる受付は新規申請(有効期限2年間)、更新申請が対象です。
パスワード変更等その他の手続きについても、今後順次オンライン化していきます。

対象者

事業者

- ① 事業系一般廃棄物をトラック、ダンプ、パッカー車などで、搬入する事業者
- ② 産業廃棄物を搬入する事業者(委託による搬入を含む)

申請
方法

【ポイント】

- 1 オンライン申請のため、**来庁する必要がありません。**
- 2 全部事項証明書など、**原本を提出する必要がありません。**

スマホは
こちらから→



【申請に必要なもの】

【申請に必要なもの】			電子申請
① 事前登録申請(書)			入力フォーム
② 添付が必要な書類	法人	全部事項証明書	複写・画像可
	個人 事業主	個人事業主開業届	複写・画像可
		住民票の写し	複写・画像可

福岡市自己搬入ごみ事前受付ホームページまたは二次元コードから申請してください。

<https://jizenuketuke-kankyo.city.fukuoka.lg.jp/eco>

「福岡市 自己搬入ごみ」で検索！

【お問い合わせ先】

環境局施設部事業推進課 西川

電話:092-711-4315(内線2361)